「被保険者資格の喪失に伴う医療費の請求」及び 「被保険者の負担割合変更等に伴う一部負担金の差額分の請求」について

広域連合では、被保険者の一部負担金に関する公平性の確保と適正な医療給付を図るため、「被保険者資格の喪失に伴う医療 費の支払い」や「被保険者の負担割合の変更に伴う差額分についての支払い」を求める納入通知書をお送りします。



●「保険者資格の喪失に伴う医療費の支払い」とは・・・

転出等により被保険者資格を失った後に、被保険者証を使用して医療給付を受けた際、当広域連 合で負担した医療費を返還していただきます。

●「負担割合の変更に伴う差額分支払い」とは・・・

所得の修正申告等により、医療機関等で受診した際に窓口でご負担いただく負担割合が、1割か ら3割負担に変更となった場合、2割分の差額を返還していただきます。

※現在、平成20年以降、所得の修正等があったすべての方について、確認作業を行っており、過 去の分についても、返還を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。



該当する方には、広域連合から通知をお送りいたしますので、同封の納入通知書に記載されている金融機関で、 納付期限までにお支払いをお願いします。

※負担割合が3割から1割に変更となった場合の差額分の返還の際は、申請手続が必要となりますので、お住まい の市区町村窓口でお手続をお願いします。

お問い合わせ先 給付管理課 2043-216-5013

平成26年分の確定申告をされる方へ

①後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象となります。

後期高齢者医療保険料は、平成26年中(1月1日から12月31日)に納付した全額が社会保険料控除の対象となります。 確定申告の際、納付した金額を申告書に記載してください。

○特別徴収の方

年金天引きされている方は、年金の源泉徴収票に控除金額が記載されているのでご確認ください。

○普通徴収の方

口座振替や納付書によりお支払いされている方は、通帳や領収書をご確認ください。

また、後期高齢者医療保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があり ます。世帯主又は配偶者としてご家族の後期高齢者医療保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の社会 保険料控除の対象となりますので、確定申告の際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

納付した金額等不明な点は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にお問い合わせください。

②申告分離課税を選択した所得は保険料及び医療費の自己負担の割合を算定する上での対象所得となります。

総合課税分の所得だけでなく、申告分離課税として選択した山林所得、長期(短期)譲渡所得、株式譲渡所得や配当所得 なども後期高齢者医療保険料(所得割額)及び医療費の自己負担の割合を算定する上での対象所得となります。

③株式譲渡損失等を申告される方はご注意ください。

医療費の自己負担の割合は以下の条件に当てはまると3割負担になります。

「市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者やその方と同じ世帯にいる被保険者」で、かつ「年間収入金額が世 帯内に被保険者1人の場合で383万円以上、2人以上の世帯で合計520万円以上し

ここでいう収入金額とは、所得税法上の収入金額であり、株式の譲渡益ではなく、売却代金で判断されます。

よって、市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者の方で、株式譲渡益がマイナスになったことにより損失等 の申告をされた場合などでも、その売却代金により、医療費の自己負担の割合が3割負担となってしまう場合がありますの でご注意ください。

※市町村民税の課税所得とは、所得金額の合計から、市町村民税における所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除、配 偶者控除、医療費控除など)の合計額を差し引いて算出した額の千円未満の端数を切り捨てた金額です。分離課税分があ る場合には、総合課税・分離課税分を別々に算出し、その後に合算して算出した金額となります。

なお、確定申告についての詳細は、所轄の税務署またはお住まいの市(区)町村の税務担当課にご相談ください。

医療費の自己負担額や保険料の減免について

災害や心身の故障、事業の休廃止による収入の著しい減少など、突発的な事情により、医療費の自己負担額や保険料 を納めることが困難になったときは、申請によりその医療費の自己負担額や保険料が減免される場合があります。 医療費の自己負担額や保険料の減免についての相談は、市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768